

茨木市中心市街地活性化連絡会議設置要綱

(設置)

第1 中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進し、本市の中心市街地の活性化が図られるよう庁内関係各課の調整等を行うため、茨木市中心市街地活性化連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 中心市街地活性化に関する情報の収集に関すること。
- (2) 中心市街地活性化に関する庁内関係各課間の総合調整に関すること。
- (3) 中心市街地活性化に関する調査研究に関すること。
- (4) 中心市街地活性化のための基本計画及び個別事業に関すること。
- (5) その他中心市街地の活性化に関すること。

(組織)

第3 連絡会議は、都市計画担当副市長の職にある者を会長、他の副市長の職にある者を副会長とし、委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 連絡会議に、第2の所掌事務に関する情報交換及び協議を行うため、幹事会を置く。
- 3 幹事会は、都市整備部長の職にある者を幹事長、産業環境部長の職にある者を副幹事長とし、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって構成する。

(会議等)

第4 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会長が必要と認めたときは、当該連絡会議の付議事項に関連する委員のみを出席させ、連絡会議を開催することができる。
- 4 委員が連絡会議に出席できないときは、当該委員の指名する職員を代理委員として出席させることができる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 幹事が幹事会に出席できないときは、当該幹事の指名する職員を代理幹事として出席させることができる。

(意見の聴取)

第5 会長は、連絡会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を連絡会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

2 幹事長は、幹事会の運営上必要と認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6 連絡会議の事務局は、都市整備部に置く。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、会長が連絡会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成11年6月17日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年4月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年7月21日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

別表第 1

| |
|--|
| 総務部長 企画財政部長 市民文化部長 福祉部長 健康医療部長 こども育成 部長 産業環境部長 都市整備部長 建設部長 教育委員会教育総務部長 総務 課長 政策企画課長 財政課長 まち魅力発信課長 地域コミュニティ課長 共 創推進課長 文化振興課長 スポーツ推進課長 地域福祉課長 医療政策課長 こども政策課長 保育幼稚園総務課長 保育幼稚園事業課長 商工労政課長 環 境政策課長 都市政策課長 居住政策課長 審査指導課長 まちなか整備課長 建設管理課長 交通政策課長 道路課長 公園緑地課長 教育委員会教育政策課 長 同社会教育振興課長 同歴史文化財課長 |
|--|

別表第 2

| |
|--|
| 政策企画課長 まち魅力発信課長 共創推進課長 文化振興課長 医療政策課長 商工労政課長 都市政策課長 居住政策課長 まちなか整備課長 建設管理課長 交通政策課長 道路課長 公園緑地課長 |
|--|